

第2章 検証① 景観政策の実施状況

<p>検証①</p> <p>景観政策の実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観政策による町並みや建造物の様子や変化について把握します。 ● 景観政策の各施策について、申請件数の推移などを含めて、その実施状況を把握し、分析します。 ● 景観に関する京都市の取組なども紹介します。
<p>実施状況</p> <p>検証②</p> <p>景観政策による建築活動等への影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観に関する京都市の取組なども紹介します。 ● 景観政策の実施によって、土地の価格や住宅の着工の動向などにどのような影響を与えているのかを把握し、分析します。 ● 景観に関する事業者の取組なども紹介します。
<p>検証③</p> <p>景観政策による市民意識への影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観政策の実施によって、景観に対する市民の意識がどのように変化しているのかを把握し、分析します。 ● 市民が良好な景観づくりに向けてどのように取り組んでいるのかを紹介します。

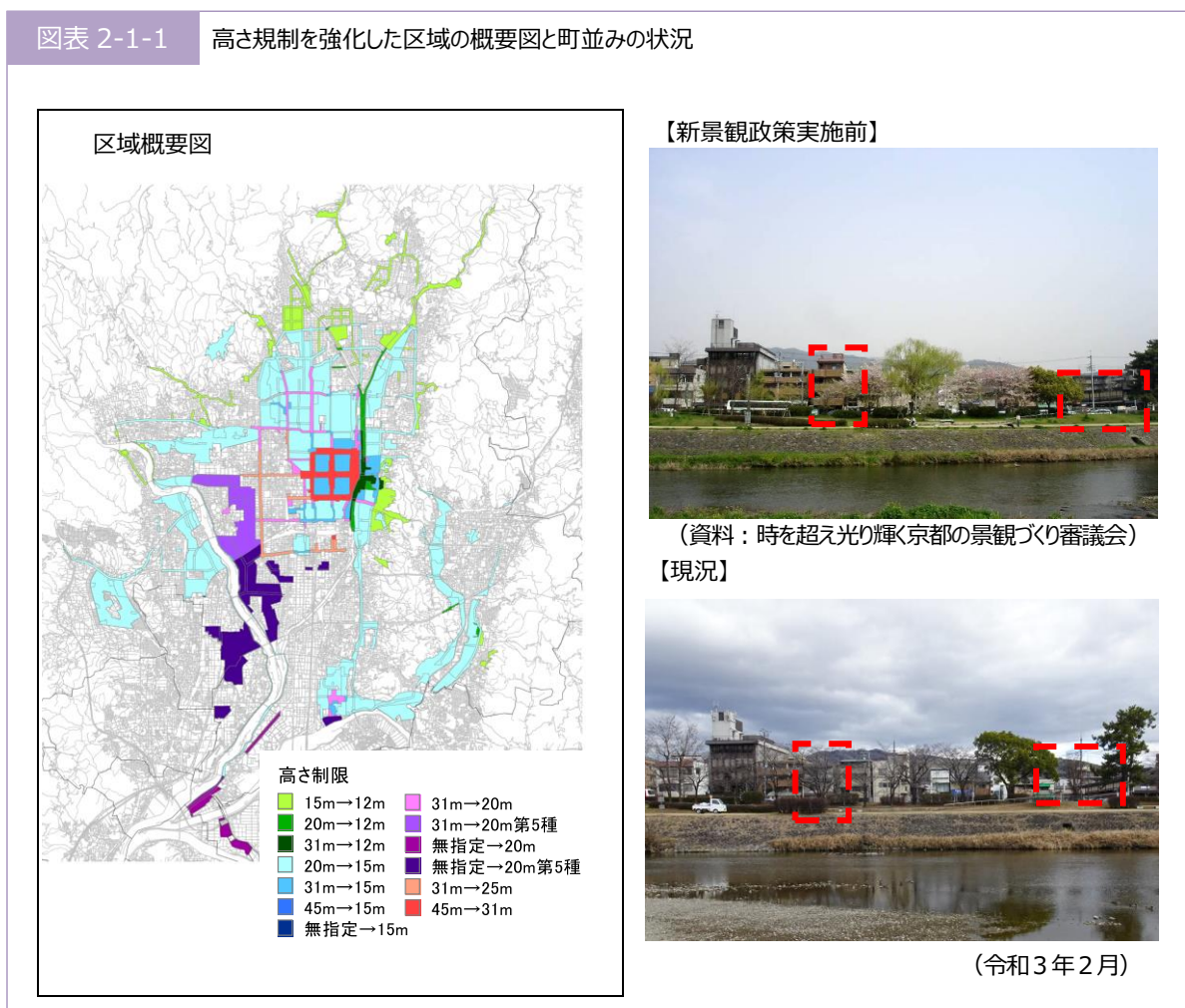
1. 「建築物の高さの規制」

建築物の高さについては、都市全体の景観イメージの形成に大きな影響を及ぼすものであり、とりわけ、盆地を中心に市街地が形成されている京都市においては、周囲を取り巻く山並みとの関係の中で、建築物の高さを考える必要があります。そのため、商業・業務の中心地区である都心部の建築物については一定の高さを認めつつも、この都心部から三方の山すそに行くに従って、次第に建築物の高さが低くなるような空間構成を高さ規制の基本とするとともに、風情ある町並みとの調和や土地利用にも配慮することを方針としています。

(1) 高さ規制を強化した区域の町並み

平成19年9月以降、新たな高さ規制の下で、建築活動が進んでいます。

図表 2-1-1 高さ規制を強化した区域の概要図と町並みの状況



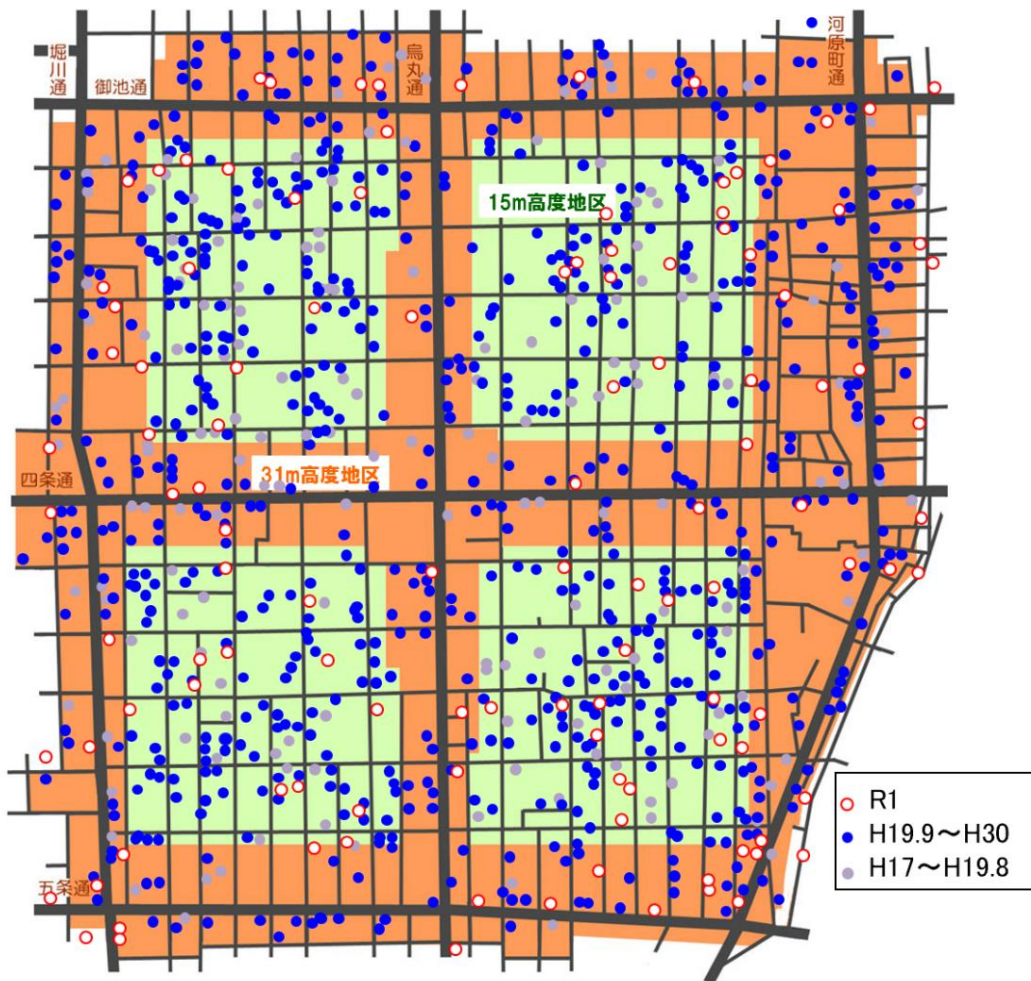
写真は、丸太町橋の南側の鴨川右岸河川敷から東山を眺めた町並みです。左から四つ目の建築物と右端の建築物が建て替わっており、東山の稜線がよく見えるようになっています。

(2) 田の字地区等における建築活動の動向

新景観政策での高さ規制の見直しで、特に規制強化をした、京都らしい市街地景観を残す田の字地区（河原町通、烏丸通、堀川通、御池通、四条通、五条通の幹線道路沿道）とそれらに囲まれた区域での建築活動による町並みの変化を継続的にみています。

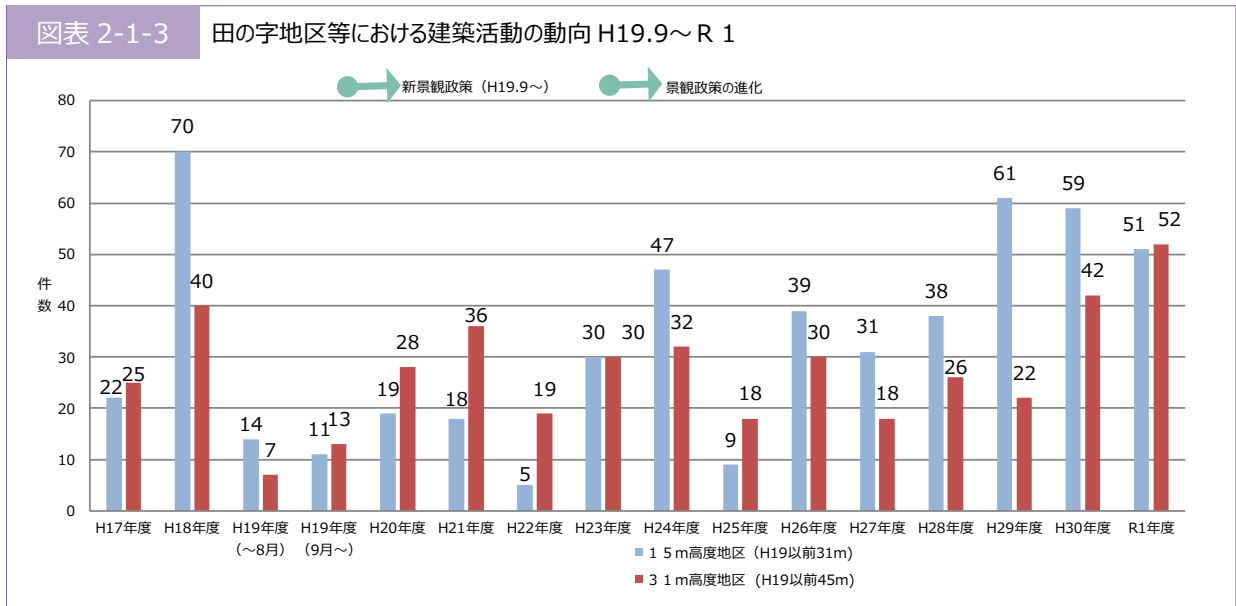
平成19年度以降、毎年度多くの建築活動が見られます。令和元年度についても、31m高度地区、15m高度地区ともに建築活動が見られます。

図表 2-1-2 田の字地区とそれらに囲まれた区域における建築活動の状況



※ 京都市建築行政情報システムを基に、確認済証が交付されたものを年度別にプロットした。

※ 工作物、軽微な増築、用途変更は除く。



(3) 高度地区の特例許可の状況

平成19年度以降、新築7件、既存建築物への増築21件を許可

京都市では、地域や都市の景観の向上に資する建築物、都市機能の整備を図るうえで必要な建築物等を対象として、良好な景観の形成や市街地環境に十分考慮したうえで、一定の範囲で高さの制限を超えることを認める特例許可制度を設けています。

新景観政策実施以降、令和元年度末までに、以下に示す物件について許可を行いました。

図表 2-1-4 高度地区の特例許可の事例

許可年度	建築行為の種別	事例
H19年度	—	—
H20年度	新たに高さ規制を超える新築 (※1)	●京都大学吉田キャンパス病院構内における整備計画 ・高度地区：20m 第1種高度地区 ・新たに建築する部分の高さ：30.990m
	既存部分が高さ規制を超えている建築物への増築 (※2)	●COCON 烏丸ビルにおける自転車置場の増築計画 ●頂法寺会館別館 WEST18 建築計画 ●国民生活金融公庫京都支店店舗改修計画
H21年度	既存部分が高さ規制を超えている建築物への増築 (※2)	●京都医療センター病棟増築計画 ●京都市立西陣中央小学校校舎増築計画 ●京都ブライトンホテル増築計画
H22年度	新たに高さ規制を超える新築 (※1)	●京都第一赤十字病院 3期・4期整備計画 ・高度地区：20m 第4種高度地区 (一部 15m 第1種高度地区) ・新たに建築する部分の高さ：24.41m 備考：本計画で新たに高さを超える部分は、既存棟との接続部の階段室のみ

許可年度	建築行為の種別	事例
H23年度	新たに高さ規制を超える新築(移築)(※3)	●片岡安設計の洋館の移築計画 ・高度地区：10m高度地区 ・新たに建築する部分の建築の高さ：11.36m
	既存部分が高さ規制を超えている建築物への増築(※2)	●洛陽総合高等学校における校舎整備計画 ・高度地区：15m第2種高度地区 ・新たに建築する部分の高さ：15m ・既存の建築部分の高さ：15.7m
H24年度	新たに高さ規制を超える新築(※1)	●京都大学吉田キャンパス病院構内における新病棟整備計画 ・高度地区：20m第1種高度地区 ・新たに計画する部分の高さ：30.99m
	既存部分が高さ規制を超えている建築物への増築(※2)	●京都市立北総合支援学校校舎等整備計画 ・高度地区(計画部分)：20m第4種高度地区 ・新たに計画する部分の高さ：15.97m ・既存の建築物の高さ：19.98m
H25年度	既存部分が高さ規制を越えている建築物への増築(※2)	●独立行政法人国立病院機構京都医療センター第2外来棟増築計画 ・高度地区：20m第1種高度地区 ・既存建築物の高さ：27.44m ・新たに増築する部分の高さ：11.83m
H26年度	—	—
H27年度	新たに高さ規制を超える新築(※1)	●同志社女子大学新楽真館(仮称)整備計画 ・高度地区：15m第1種高度地区 ・新たに建築する部分の高さ：18m
	既存部分が高さ規制を超えている建築物への増築(※2)	●京都市立日吉ヶ丘高等学校増築計画 ・高度地区：15m第1種高度地区 ・新たに建築する部分の高さ：14.9m ・既存部分の高さ：16.63m
		●京都精華学園中学高等学校校舎整備計画 ・高度地区：12m第2種高度地区, 15m第2種高度地区 ・新たに建築する部分の高さ：14.78m ・既存部分の高さ：19.725m
		●医療法人社団育成会会久野病院増築計画 ・高度地区：15m第2種高度地区 ・新たに建築する部分の高さ：14.95m ・既存部分の高さ：19.05m
H28年度	新たに高さ規制を超える新築(※1)	●京都大学吉田キャンパス病院構内における新病棟整備計画 ・高度地区：20m第1種高度地区 ・建築物の高さ：30.97m
	既存部分が高さ規制を超えている建築物への増築(※2)	●(仮称)四条河原町複合型商業施設計画 —京阪ホールディングスによる高島屋京都店増築計画— ・高度地区：31m高度地区 ・新たに建築する部分の高さ：30.98m ・既存部分の高さ：39.685m
H29年度	既存部分が高さ規制を超えている建築物への増築(※2)	●京都桂病院整備事業(D棟建替) ・高度地区：15m第一種高度地区(一部10m高度地区) ・新たに建築する部分の高さ：14.88m ・既存部分の高さ：19.25m
		●独立行政法人国立病院機構京都医療センターリアック棟増築計画 ・高度地区：20m第一種高度地区 ・新たに建築する部分の高さ：8.97m ・既存部分の高さ：27.37m
	新たに高さ規制を超える新築(※1)	●同志社中学校・高等学校 新南体育館(仮称)整備計画 ・高度地区：10m高度地区 ・新たに建築する部分の高さ：15.00m
H30年度	既存部分が高さ規制を超えている建築物への増築(※2)	●カナート洛北増築計画 ・高度地区：20m第三種高度地区(一部12m第三種高度地区) ・新たに建築する部分の高さ：18.91m ・既存部分の高さ：19.815m

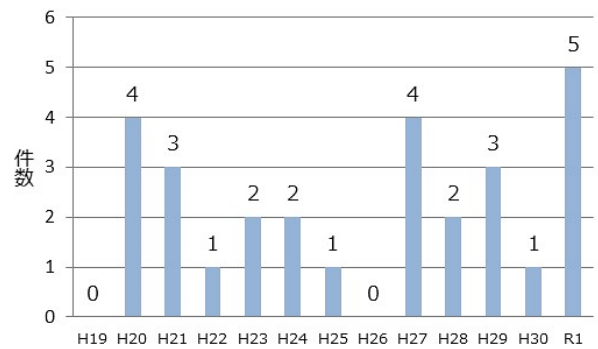
許可年度	建築行為の種別	事例
R元年度	新たに高さ規制を超える増築(※1)	<ul style="list-style-type: none"> ● 京都教育大学（小山）附属京都小中学校中・高等部本館増築計画 <ul style="list-style-type: none"> ・高度地区：10m第1種高度地区，15m第2種高度地区 ・新たに建築する部分の高さ：11.80m ・既存部分の高さ：11.80m
	既存部分が高さ規制を超えている建築物への増築(※2)	<ul style="list-style-type: none"> ● 京都府立医科大学（仮称）ロームB N C Tセンター整備計画 <ul style="list-style-type: none"> ・高度地区：15m第1種高度地区，12m第3種高度地区，20m第3種・第4種高度地区 ・新たに建築する部分の高さ：10.339m ・既存部分の高さ：30.715m
		<ul style="list-style-type: none"> ● 京都大学吉田キャンパス病院構内における整備計画 <ul style="list-style-type: none"> ・高度地区：20m第1種高度地区 ・新たに建築する部分の高さ：16.710m ・既存部分の高さ：30.990m
		<ul style="list-style-type: none"> ● （仮称）高島屋京都店増築計画 <ul style="list-style-type: none"> ・高度地区：31m高度地区 ・新たに建築する部分の高さ：30.560m ・既存部分の高さ：39.685m
		<ul style="list-style-type: none"> ● （仮称）花園中学高等学校キャンパス整備計画 <ul style="list-style-type: none"> ・高度地区：15m第1種高度地区，15m第3種高度地区 ・新たに建築する部分の高さ：14.960m ・既存部分の高さ：15.41m

- (※1) 公共公益施設等で，十分に景観に配慮しつつ，機能の確保のために必要な建築物を建築するケースです。
- (※2) 高さ規制を超えている既存建築物や過去に特例許可を受けた建築物に，高さ規制を超えない範囲の増築をするケースです。
- (※3) 優れた形態及び意匠を有し，土地利用等について総合的に配慮がなされていることにより，当該地域又は都市全体の景観の向上に資するケースです。

図表 2-1-5 京都教育大学（小山）附属京都小中学校中・高等部本館増築計画（令和元年度）



図表 2-1-6 年度毎の特例許可の件数（高度地区）



(4) 高さの最高限度を設定する地区計画の活用状況

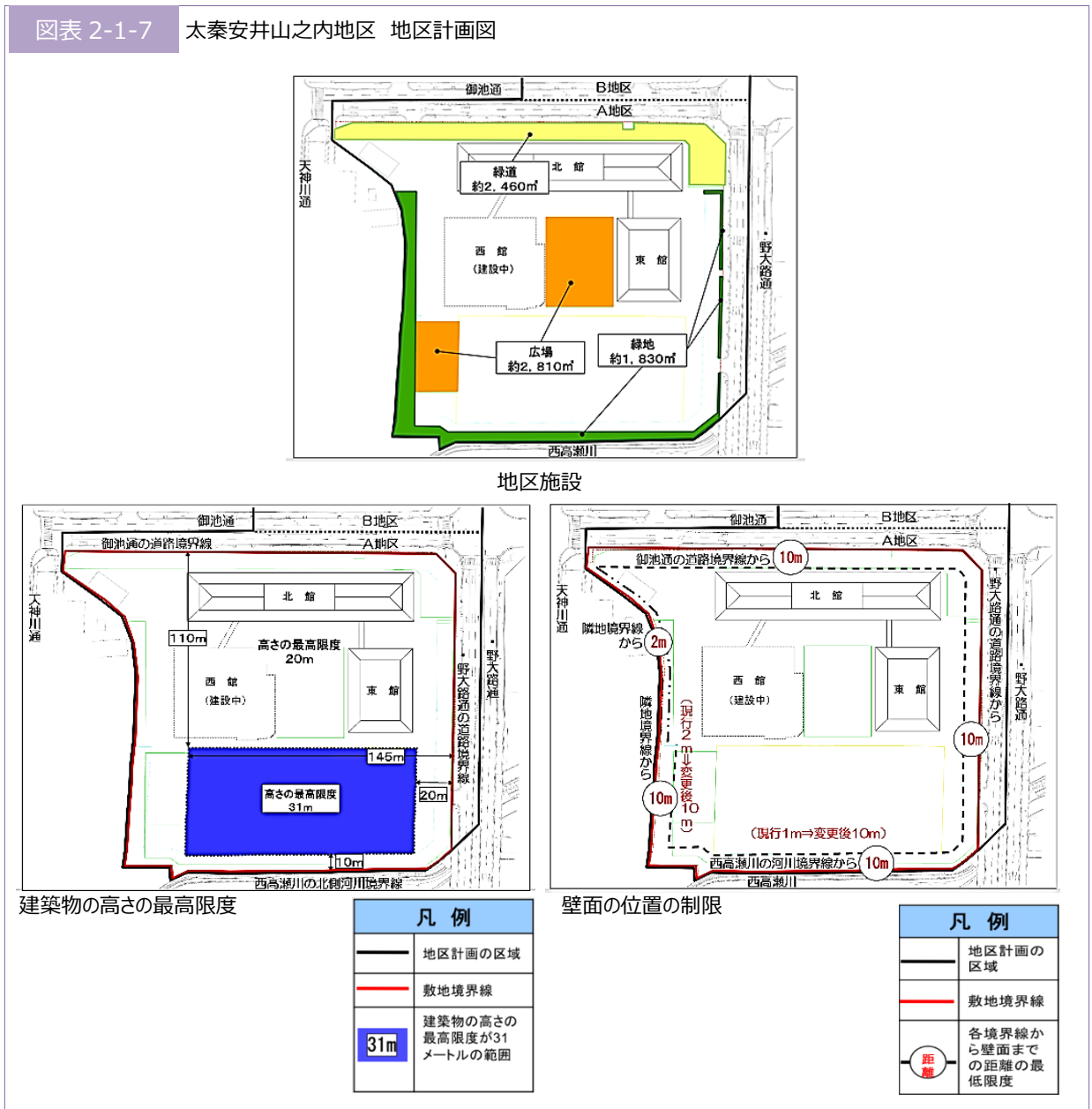
ア 太秦安井山ノ内地区地区計画（A地区）

（決定年月日：平成30年4月13日（当初決定：平成25年7月23日））

太秦安井山ノ内地区では、「京都市山ノ内浄水場跡地活用方針」を踏まえ、周辺環境や景観と調和した右京区の新たなまちづくりの拠点として、大学を核とした複合的な都市機能の集積を図り、地域とともに賑わいと潤いのあるまちづくりを進めることを目標とする地区計画が定められています。

太秦安井山ノ内A地区においては、大学の学術研究機能と大学キャンパスにふさわしい商業、文化交流機能等の複合的な都市機能の誘導を図るため、地区の一部で高度地区の制限を超える範囲を設けるとともに、ゆとりある建物配置を促し、周辺環境と調和のとれた良好なキャンパスの環境等の形成を図るため、建蔽率の最高限度や壁面の位置の制限を定めるほか、広場や緑地等の地区施設を整備しています。

図表 2-1-7 太秦安井山之内地区 地区計画図



イ 淀娯楽・レクリエーション地区地区計画（A地区）

（決定年月日：平成31年4月5日（当初決定：平成8年5月24日））

淀娯楽・レクリエーション地区では、周辺環境と調和した緑豊かな潤いのある街区を形成するとともに、将来にわたり競馬場に特化した娯楽・レクリエーション機能の維持・更新を図ることを目標とする地区計画が定められています。

淀娯楽・レクリエーションA地区においては、観覧席及び馬場を中心とした娯楽施設の整備を図るため、地区内の各施設機能の特性に応じて、きめ細やかに高さの最高限度を定めるとともに、周辺環境との調和及び良好な街並みの形成を図るため、壁面の位置の制限等を定め、緑豊かな樹林地を保全するほか、来場者や地域住民等の憩いの場となる広場を整備しています。

図表 2-1-8 淀娯楽・レクリエーション地区 地区計画図



2. 「自然・歴史的景観の保全」

盆地景を基本とした京都の自然景観は、三方を山々に囲まれ、その内部に川筋のある特徴的なものであり、先人たちが原風景として捉えてきた京都の景観の基盤とも言うべきものです。また、山ろく部を中心に著名な社寺や史跡等の歴史的資産が数多く集積しており、風情豊かな歴史的景観を生み出しています。

京都市では、この優れた自然的、歴史的景観を保全するために、「歴史的風土の保存」「風致景観の維持」「自然風景の保全」等の観点から、それぞれ基本方針を定め、それに基づく各制度を定めて活用しています。

(1) 許可等の件数の推移

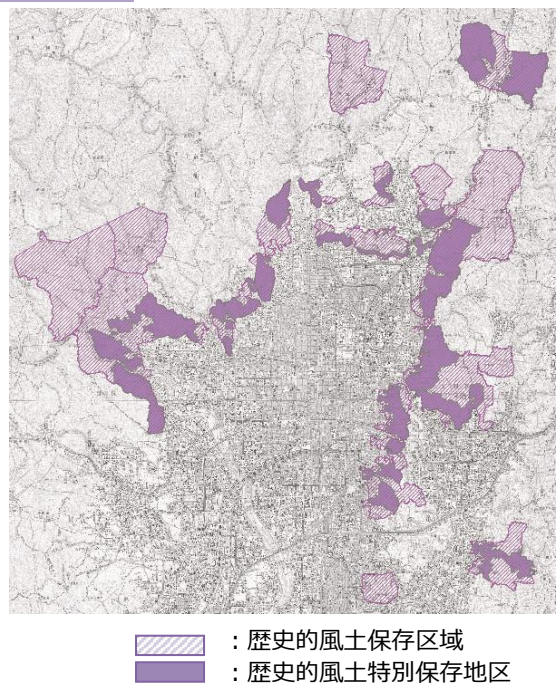
ア 歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区

山ろく部に集中する数多くの歴史的資産と、その背景にある三山の恵まれた自然的環境が一体となって形成する歴史的風土を保存

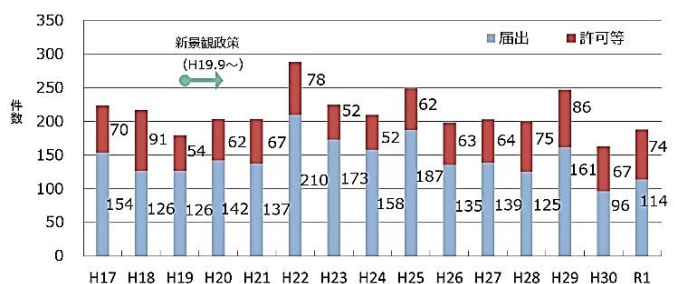
京都市では、昭和41年に制定された「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(通称:古都保存法)」に基づき、三方の山並みや、その山すそ部等の地域で、歴史的に意義が高く、景観上も重要な地域が「歴史的風土保存区域」に指定されたことを受け、その中で特に重要な地域を「歴史的風土特別保存地区」に指定しています。

歴史的風土保存区域では、建築物等の新築や宅地の造成、木竹の伐採等の現状変更行為を行うに当たっては、あらかじめ届け出なければなりません。また、歴史的風土特別保存地区では、通常の維持管理行為以外の現状変更行為を厳しく規制しており、行為を行う際はあらかじめ許可等を受けなければなりません。

図表 2-2-1 歴史的風土保存区域指定概要図



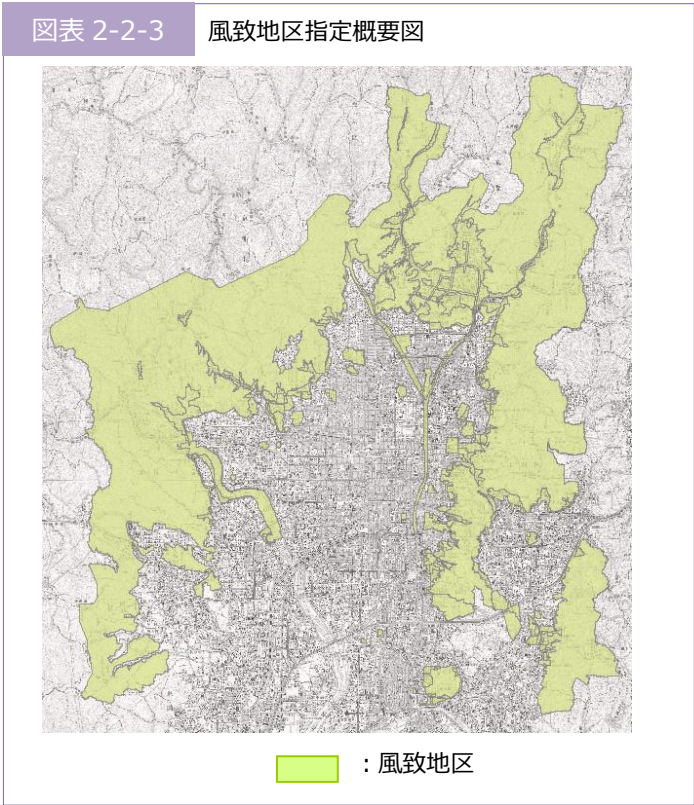
図表 2-2-2 歴史的風土保存区域許可件数の推移



イ 風致地区

緑豊かな三方の山々と歴史的遺産の集積地，その山ろくに広がる緑多い住宅地の風致を保全

図表 2-2-3 風致地区指定概要図



京都市では、緑豊かな山々と歴史的資産の織り成す優れた自然的景観や歴史的景観と、山すそから広がる緑豊かな住宅地を保全するため、「風致地区」を指定しています。

風致地区では、建築物及び工作物の形態意匠に関する共通の基準に加えて、建築物等の高さや建ぺい率の上限、敷地内の緑地の割合の下限等、地区の特性に応じた5段階の種別基準を定めています。風致地区内で建築物の新築や土地の形質の変更、木竹の伐採等の現状変更行為を行う場合には、あらかじめ許可を受けなければなりません。

平成19年度からは、世界遺産や離宮周辺など、風致地区の中で建築物の形態意匠などに特に配慮が必要な地域について、その地域の特性に応じた制限を行うために「特別修景地域」として指定する制度を実施しています。令和元年度末現在、市域の風致地区内で62箇所を特別修景地域に指定し、それぞれの地域の特性に応じたきめ細やかな制限を行っています。

図表 2-2-4 風致地区許可等件数の推移



図表 2-2-5 特別修景地域の例

特別修景地域の名称 (所在区)	清水寺周辺特別修景地域 (東山区)
風致地区の規制に強化又は付加される許可基準	世界遺産・清水寺周辺では、歴史的な趣のある景観を保全するため、建築物は日本瓦ぶきの和風外観であり、地域全体の沿道景観の保全を図り、道路側に植栽、生垣、和風門、和風塀を設け、趣のある散策路の連続性を図ること。また、高台または市街地から眺望される地域では、建築物の高さや形態及び意匠、外構及び植栽について特に配慮すること。 (特別修景地域内に適用する許可基準第7条第30項)

ウ 自然風景保全地区

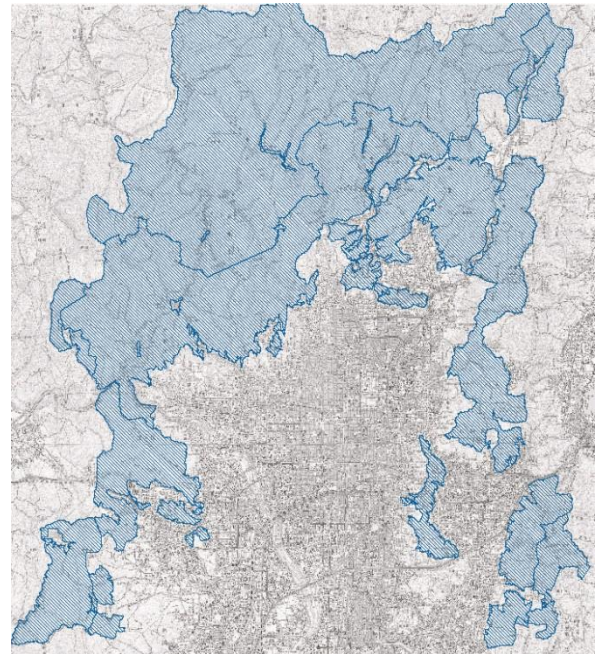
山紫水明と形容される、市街地から眺望される緑豊かな山並みの風景を保全

京都市では、市街地からその背景として眺望される緑豊かな山並みの自然風景を将来の世代に継承するため、平成7年に京都市自然風景保全条例を定め、市街化調整区域の大半を「自然風景保全地区」に指定しています。

自然風景保全地区では、土地の面積に対する緑地の割合や建築物等の高さ等の基準を定めており、一定規模を超える現状変更行為を行う場合には、あらかじめ許可を受けなければなりません。

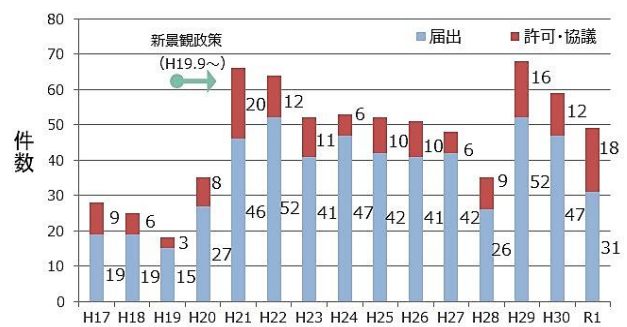
平成19年度からは、許可・協議対象範囲を拡大し、自然風景の保全に努めています。

図表 2-2-6 自然風景保全地区指定概要図



■ : 自然風景保全地区

図表 2-2-7 自然風景保全地区許可等件数の推移



(2) 新たに完成した建築物とその町並み

図表 2-2-8 新たに完成した建築物とその町並み

風致地区第3種地域の事例（左京区）

(建築物単体)



(町並み)



風致地区第3種地域の事例（左京区）

(建築物単体)



(町並み)



風致地区第3種地域の事例（北区）

(建築物単体)



(町並み)



風致地区第5種地域の事例（伏見区）

(建築物単体)



(町並み)

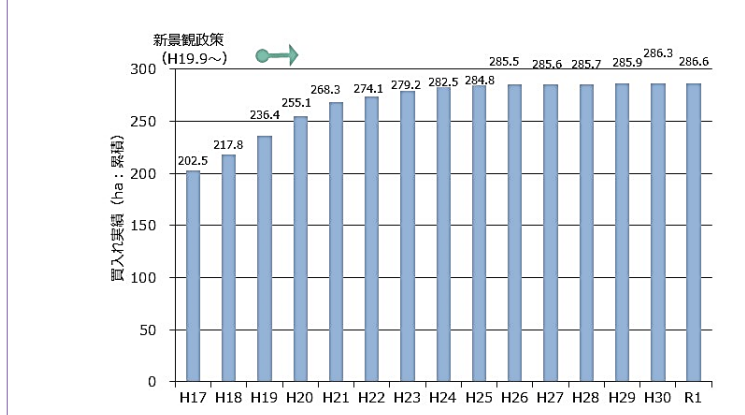


(3) 土地の買入れの実績

ア 歴史的風土特別保存地区における取組

歴史的風土を維持保存するため、歴史的風土特別保存地区内において令和元年度までに、京都市が買入れた土地の面積は地区面積（2,861ha）の約10.0%となっています。

図表 2-2-9 歴史的風土特別保存地区内での買入れの実績推移（累積値）



(4) 買入れた土地の維持管理

ア 歴史的風土特別保存地区における取組

京都市では、古都保存法に基づき、歴史的風土特別保存地区内で、現状変更行為が不許可となった土地について、土地所有者からの申出を受けて買入れ、歴史的風土を維持保存するための適正管理を行っています。

また、近隣住民等の愛着や関心が高い本市所管地の樹林地においては、近隣住民等と本市が協働して維持管理を行うことで、樹林地に対する愛着を深めるとともに、より充実した管理ができることがあります。そのため、約20箇所の本市所管地において、地域団体、NPOや寺等が維持管理できるよう協定を結び、地域の景観の保全・向上に努めています。

維持管理の内容

森林の除草刈、枯損木の伐採、マツ枯れ木・ナラ枯れ木の伐倒駆除（くん蒸）、樹木剪定、ひろば等の除草・清掃、立入防止柵・標識等の交換など

(5) 三山保全の取組

ア 京都市三山森林景観保全・再生ガイドラインの充実

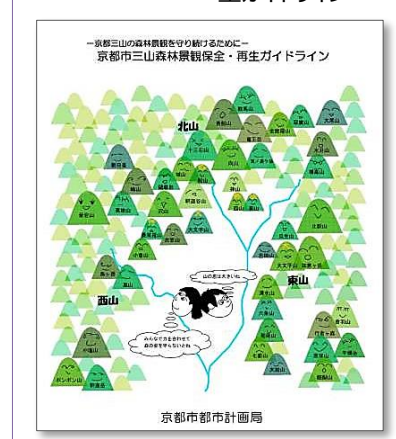
平成23年5月、三山（市街地を取り囲む東山・北山・西山の総称）の森林景観を守り続けるため、「京都市三山景観保全・再生ガイドライン」を策定しました。

ガイドラインは、森林の持つ様々な公益的価値を踏まえ、森林景観・再生のための基本的な考え方を示した上で、目指すべき森林景観像を導き出し、市民やNPO、事業者等とともに森林景観づくりを進めていくための技術的指針として、三山の森林整備に活用されてきました。

ガイドラインの方針に沿って、以下のイ～エで紹介するような協働の森づくり活動に取り組んでいます。

また、近年は気象状況の激しさ等により、市街地境界部の森林で倒木等の被害が急増するなどしていることから、災害に強い森づくりの具体的方策を取りまとめ、ガイドラインを補完・充実する予定です。

図表 2-2-10 京都市三山森林景観保全再生ガイドライン



イ 小倉山再生プロジェクト

右京区嵯峨・小倉山において、地域組織や地元寺院等の方々に構成されている「景勝・小倉山を守る会」と「三菱 UFJ 銀行」、「公益財団法人三菱 UFJ 環境財団」及び京都市の4者が、小倉山の優れた森林景観の再生に向けた夢や責任を共有するため「小倉山再生プロジェクト支援協定」を締結し、平成25年度から10箇年で四季の豊かな彩りを実感できる森林再生を目的とした植樹活動や維持管理等を行っています。

図表 2-2-11 小倉山での植樹活動



ウ 大北山におけるマツ林再生活動

北区の大北山において、人々の暮らしと結びついた森林景観を保全・再生するため、かつての京都三山に見られたマツ林の再生に取り組んでいます。

平成27年度からボランティア団体等と管理協定を締結し、下草刈りや伐採等の維持管理、マツ苗の植樹イベントの開催など、市民との協働による森づくり活動を行っています。

図表 2-2-12 大北山での森づくり活動



エ 上賀茂本山における森づくり

北区の上賀茂本山において、地域の身近な森づくり活動の輪を広げていくため、近隣住民の方々とワークショップを行った結果を基に、平成28年度から、年3回程度、地域住民の方々と協働で下草刈りや伐採等の森づくり活動に取り組んでいます。

図表 2-2-13 上賀茂本山における森づくり



(6) 田園風景保全の取組

右京区北嵯峨地域では、田園風景を保存対象とした歴史的風土特別保存地区の指定を行っています。その田園景観を将来に伝えるため、地元耕作者団体である「嵯峨地域農場づくり協議会」と行政等で開催したワークショップを踏まえて、同協議会が中心となって、NPO、大学、企業、地元団体等と連携し、嵯峨の竹をチップ化し堆肥として活用した環境に優しいお米「古今嵯峨米」を完成させ、栽培するなど、周囲の歴史的文化的資産と一体となった美しい田園景観を後世に引き継いでいくための取組が進められています。

図表 2-2-14 古今嵯峨米



図表 2-2-15 北嵯峨地域での米づくり



3. 「市街地景観の整備」

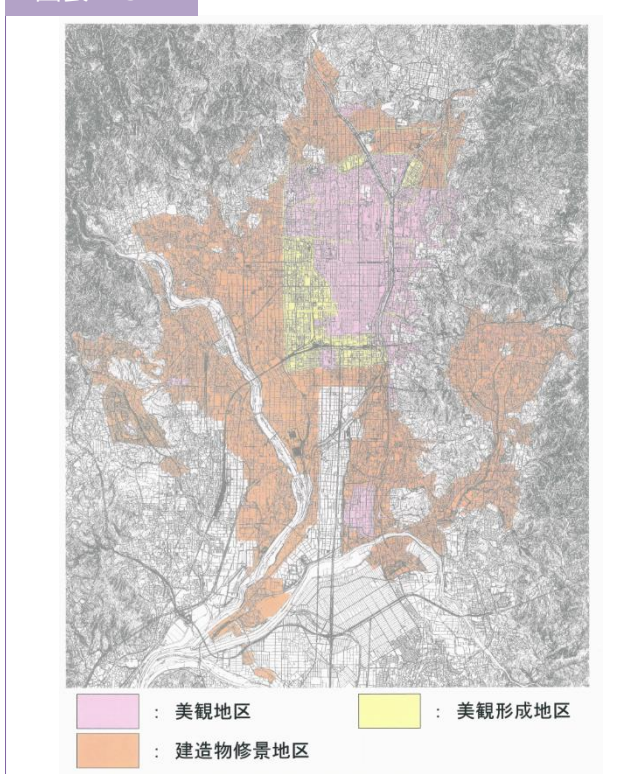
京都市では、京都市固有の趣のある市街地の景観が市民にとって貴重な文化的資産であることから、良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成に資する行為の制限に関する事項、景観重要公共施設の整備に関する事項、その他市街地景観の整備に関して必要な事項を定め、地域の特色を活かした市街地景観の「保全・再生・創出」を図っています。

(1) 認定・届出の件数の推移

ア 景観地区

概ね昭和初期までに市街地が形成されていた北大路通、東大路通、九条通、西大路通に囲まれた地域及び伏見の旧市街地を、景観形成の重点地域として「景観地区」に指定し、良好な市街地の景観を保全・創出

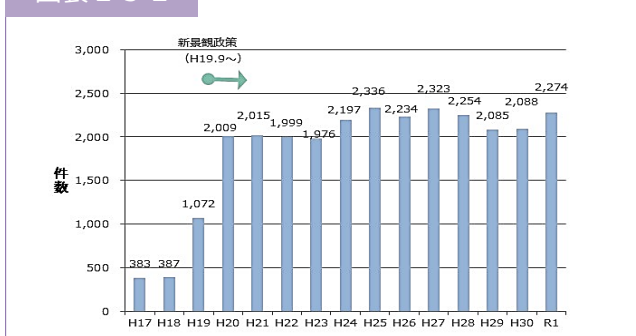
図表 2-3-1 景観地区・建造物修景地区指定概要図



景観地区内で建築物を建てたり、屋根や外壁などの外観を変更したりする場合には、あらかじめその計画が景観地区のデザイン基準に適合していることについて認定を受けなければなりません。

認定の件数は、新景観政策により認定を求める対象を全ての建築物に拡大したことに加え、景観地区の指定区域を拡大したことに伴って大幅に増加しています。

図表 2-3-2 景観地区の認定件数の推移



イ 建造物修景地区

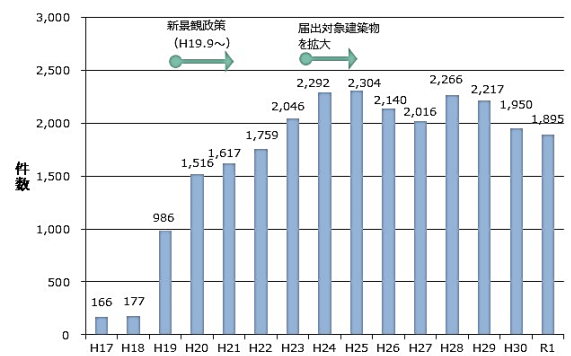
風致地区及び景観地区以外の市街地の区域（一部区域を除く）を建造物修景地区に指定し、良好な市街地の景観を形成

建造物修景地区内で一定規模以上の建築物を建てたり、屋根や外壁などの外観を変更したりする場合には、あらかじめその計画の内容を届け出なければなりません。

届出の件数は、新景観政策により届出を求める対象を拡大したことに加え、建造物修景地区の指定区域を拡大したことに伴って大幅に増加しています。

平成19年度以降、平成25年度まで毎年度、届出件数は増加し、景観政策の進化によって、建造物修景地区の届出対象建築物を拡大した平成23年度以降は、毎年度の届出件数は約2,000件で推移しています。

図表 2-3-3 建造物修景地区の届出件数の推移



(2) デザインの特例認定の状況

デザイン特例を18件認定（H19～令和元年度実績）

景観地区内における建築等の計画で、優れた形態意匠を有し、土地利用や建築物の位置等について総合的な配慮がなされていることにより、地域の景観の向上に資するものや、公益上必要な施設で、地域の景観に配慮し、その機能の確保を図るうえで必要があるものなど、一定の条件を満たすものについては、景観地区のデザイン基準を適用しないことができる特例認定制度を設けています。

新景観政策実施以降、18件のデザインの特例認定を行いました。

図表 2-3-4 景観地区におけるデザインの特例認定の実績

認定年度	事例	認定年度	事例
H19	・元京都市成徳中学校（増築） ・京都市伏見区総合庁舎（新築）	H27	・中井工業株式会社
		H28	・平安京羅城門模型 ・京都経済センター（仮称） ・京都府堂本印象美術館
H20	—		
H21	・民間研究施設（新築）	H29	・(株)京都放送（電波塔アンテナ増設） ・中京区の住宅（新築）
H22	・京都第一赤十字病院（増築）		
H23	・宗教法人本門佛立宗第一佛立会館 ・国立大学法人京都大学駐車場	H30	・(株)元清水小学校跡地活用計画 ・(株)立誠小学校跡地利用計画
H25	—	R元	・新行政棟・文化庁移転施設整備計画 ・京都市立芸術大学及び京都市立銅駝美術工芸高等学校移転整備事業
H26	・府立鴨沂高等学校		

図表 2-3-5 景観地区におけるデザインの特例認定の事例～新行政棟・文化庁移転施設整備計画～

外観デザインのポイント

- 京都府庁の敷地内において、京都府警本部として使用されていた建造物「本館」を保存・改修し、文化庁機能を移転し、文化庁新庁舎として活用するとともに、文化庁及び京都府の機能を併せ持つ「新行政棟」を増築する計画。
- 新行政棟の低層部を本館の高さに合わせたボリュームとすることで、本館との一体性を図る。また、新行政棟の低層部上部に水平基調の屋根を設けることで、低層部と高層部の分節を図ることにより文化庁の独立性を表現し、新町通への高層ボリュームの圧迫感の低減に配慮している。

適用を除外したデザイン基準（旧市街地型美観地区）

- 勾配屋根の設置，1，2階の外壁に軒庇の設置，3階以上の外壁後退
- 道路に面する空地への門塀設置



図表 2-3-6 景観地区におけるデザインの特例認定の事例

～京都市立芸術大学及び京都市立銅駝美術工芸高等学校移転整備事業～

外観デザインのポイント

- 京都市立芸術大学及び京都市立銅駝美術工芸高等学校の移転計画。計画地は京都駅東部地区エリアに位置する。
- 「通り」「軒下」「奥庭」など、京都のまちに受け継がれてきた空間要素をキャンパスデザインに取り入れることで、キャンパスが敷地周辺の都市空間とつながり、開かれた空間を構成している。
- 中間階に「マトリクスフロア」と呼ぶ分厚い水平部材を設け、長大な壁面を適度に分節し、統一感や連続性を持たせる要素となっている。
- 「マトリクスフロア」以下の低層・中層部はSRC造の堅牢な架構に、「マトリクスフロア」より上の高層部は、鉄骨造の軽やかな架構とし、風景に溶け込むようなデザインとすることで、周囲への圧迫感を軽減している。
- 屋根形状は、東山の山々が織りなす自然景観を意識し、京都の屋根景観にも現れる「折れ、反り、むくり」の要素を継承している。また、屋根材の色彩は、上層階壁面の金属パネルと同様に素地（シルバー色）とし、風景に溶け込むようなデザインとしている。

適用を除外したデザイン基準（岸边型美観地区，旧市街地型美観地区他）

- 勾配屋根，軒の出，けらばの出，屋根材の色彩，軒庇勾配，軒庇軒の出
- 3階以上の外壁後退，バルコニーのインナー化



(3) 新たに完成した建築物とその町並み

京都市内の各所で、新たなデザイン基準に適合した建築物が続きと建てられています。新景観政策実施以降、令和元年度末時点までに新築された建築物の一部を以下に御紹介します。

図表 2-3-7 新たに完成した建築物とその町並み

【美観地区】

■ 旧市街地型美観地区

● 基本方針

伝統文化や生活文化により培われた京町家を残す趣のある旧市街地にありながら、現代の都市活動が展開しており、京町家を中心とする和風を基調とした町並みを尊重しつつ、現代建築物が共存する景観を形成することを基本方針としています。

(上京区)

(建築物単体)



(町並み)



(中京区)

(建築物単体)



(町並み)

